

令和二年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県病院事業の設置等に関する条例及び島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	1
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	1
公立大学法人島根県立大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例	3
恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例	3
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	4
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例	4
職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例	5
島根県部設置条例の一部を改正する条例	5
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	6
島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例	6
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	7
島根県手数料条例の一部を改正する条例	8

島根県中山間地域研究センター条例の一部を改正する条例	10
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	11
島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例 ...	11
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例	12
島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	12
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	12
島根県動物の愛護及び管理に関する条例及び知事の権限に属する 事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	13
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一 部を改正する条例	14
教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正す る条例	15
島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	15
島根県卸売市場条例及び島根県卸売市場審議会条例を廃止する条 例	16
島根県漁港管理条例の一部を改正する条例	16
水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条 例の一部を改正する条例	16

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する 条例	17
島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する 条例	17
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	18

令和2年2月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第22号議案

島根県病院事業の設置等に関する条例及び島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例の引用する条項の整理

- (1) 島根県病院事業の設置等に関する条例
- (2) 島根県公営企業の設置等に関する条例

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

第23号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

林業就業促進資金、医学生地域医療奨学金及び研修医研修支援資金の返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 林業就業促進資金関係

林業就業促進資金に係る返還債務の免除の条件及び範囲を次のとおり追加すること。

次に掲げる場合のいずれかに該当する場合（新規就業者がしまね林業士の資格（林業就業者の能力の向上及び処遇の改善に資するものとして知事が定める資格をいう。）を取得している場合に限る。）において、公益社団法人島根県林業公社（以下「公社」という。）が債務を免除したとき。

ア 新規就業者が公社から資金の貸付けを受けた日（以下「資金借受日」という。）から5年を経過する日以後において、認定事業主に雇用され林業に従事している場合 債務の全部

イ 認定事業主が資金借受日から5年を経過する日以後において、新規就業者を雇用している場合 債務の全部

(2) 医学生地域医療奨学金関係

医学生地域医療奨学金（鳥取大学医学部に在学する者のうち鳥根県枠として入学した者に貸与するものに限る。）に係る返還債務の免除の条件に、指定医療機関において臨床研修を受けることを追加すること。

(3) 研修医研修支援資金関係

医学生地域医療奨学金等（以下「他の貸付金」という。）の貸付けを受けた者が、研修医研修支援資金の貸付けを受けた場合の研修医研修支援資金に係る返還債務の免除の条件及び範囲を次のとおり追加すること。

ア 臨床研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者が、臨床研修を修了した日の属する月の翌月に指定医療機関において後期研修を開始し、かつ、他の貸付金の返還債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から引き続いて3年間指定医療機関において医師の業務に従事したとき。 債務の全部

イ 後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者が、他の貸付金の返還債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から引き続いて一定の期間特定地域医療機関において医師の業務に従事したとき。 債務の全部

ウ 臨床研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者で、かつ、引き続いて後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けたものが、他の貸付金の返還債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から引き続いて一定の期間特定地域医療機関において医師の業務に従事したとき。 債務の全部

エ アからウまでの医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。 債務の全部

オ 他の貸付金の返還債務を免除されたとき（業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められたときに限る。）。 債務の全部

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

第24号議案

公立大学法人島根県立大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

1 提案理由

地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行を受けて、公立大学法人島根県立大学の役員等の法人に対する損害を賠償する責任の一部免除について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

役員等の損害賠償責任に関して地方独立行政法人法に規定する条例で定める額は、基準報酬年額に、次に掲げる役員等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額とすること。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

第25号議案

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日から施行する。

第26号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

組織改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

特殊環境施設業務従事手当の支給対象公署の名称の改正

改正前	改正後
宍道湖流域下水道管理事務所	宍道湖流域下水道事務所

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

第27号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 職員の退職手当に関する条例の一部改正

職員の退職手当に関する条例の適用範囲に、地方公務員法に基づき臨時的に任用される職員に加え、その他の法令の規定により常時勤務に服することを要する地方公務員の代替として臨時的に任用される職員を追加すること。

(2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第28号議案

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

柔軟な働き方を推進するため、勤務時間の割振り変更について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合に、勤務日の勤務時間のうち当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることのできる時間として定めている4時間を人事委員会規則で定める時間に改正すること。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

第29号議案

島根県部設置条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根創生の推進を図るため本庁の組織を見直すことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 広報部を廃止すること。

(2) 政策企画局の所掌事務に次の事項を追加すること。

ア 女性活躍の推進に関する事項

イ 広聴及び広報に関する事項

(3) 環境生活部の所掌事務のうち、男女共同参画社会の形成に関する事項を政策企画局の所掌事務とすること。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

第30号議案

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の報告を踏まえ、会計年度任用職員に対し支給する報酬について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 会計年度任用職員の報酬の上限額の改定

職員の種別	区分	改正前	改正後
一般業務に従事する者	日額	9,000円	9,100円
	月額	143,600円	144,800円
資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	日額	9,900円	10,000円
	月額	158,000円	159,300円
調査研究業務に従事する者	日額	11,200円	11,600円
	月額	232,800円	234,000円
医療業務に従事する者	月額	174,400円	176,000円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	197,700円	199,200円
軽作業に従事する者	日額	6,000円	6,200円
	時間額	780円	800円

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。

第31号議案

島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

文化の振興を効果的かつ効率的に図るため、教育委員会の職務権限の特

例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる事務は、知事が管理し、及び執行すること。

ア 島根県立美術館及び島根県立石見美術館の設置、管理及び廃止に関すること。

イ 文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。

(2) (1)に伴う次に掲げる条例の規定の整理

ア 島根県立美術館条例

イ 島根県芸術文化センター条例

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

第32号議案

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

1 提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律の施行を受けて、知事等の損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次に掲げる知事等の区分に応じそれぞれ次に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

(1) 知事 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に6を乗じて得た額

(2) 副知事、教育長、教育委員会の委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に4を乗じて得た額

(3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額

(4) 警察本部長 地方警務官の基準給与年額に2を乗じて得た額

(5) 警察本部長以外の地方警務官 地方警務官の基準給与年額

(6) 職員(2)から(5)までに掲げる職員を除く。) 普通地方公共団体の長等の基準給与年額

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

第33号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

関係法令の改正に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 毒物及び劇物取締法関係手数料

ア 毒物又は劇物の原体の製造業(小分けのみを行うものを除く。)又は輸入業の登録等に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
登録を受けようとする者	27,200円
登録の更新を受けようとする者	10,200円
登録の変更を受けようとする者	5,200円

イ 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録等の申請に係る経由に関する手数料の廃止

ウ 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え交付等に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
登録票の書換え交付を受けようとする者	2,400円
登録票の再交付を受けようとする者	4,000円

エ その他規定の整理

(2) 漁業法関係手数料

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う規定の整備

(3) 建築士法関係手数料

一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所の登録に係る手数料の額の改定

区 分	改正前	改正後
一級建築士事務所	15,000円	17,000円
二級建築士事務所又は木造建築士事務所	10,000円	12,000円

(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

低炭素建築物新築等計画の認定又は変更の認定を受けようとする場合において、共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「省令」という。）に規定する共用部分を計算しない方法を用いて評価を行ったときは、共用部分の評価に係る手数料は、不要とすること。

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定（以下「認定」という。）を受けようとする場合において、共同住宅等又は複合建築物について、省令に規定する共用部分を計算しない方法を用いて評価を行ったときは、共用部分の評価に係る手数料は、不要とすること。

イ 共同住宅等又は複合建築物について、モデル住宅（国土交通省が外皮性能及び一次エネルギー消費量の算定に用いるべき標準的な住宅として認める住宅をいう。以下同じ。）を用いて評価を行う場合の認定に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円）
住宅部分の床面積の合計が	149,000円（住宅基準適合証等の提

5,000平方メートル以上のもの	出がある場合にあっては、77,000円)
------------------	----------------------

ウ 一戸建ての住宅について、モデル住宅を用いて評価を行う場合の認定に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

エ 引用する条項の整理

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。ただし、2の(2)については、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日から施行する。

第34号議案

島根県中山間地域研究センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県中山間地域研究センターの施設の一部を島根県立農林大学校の施設として使用することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 第2 研修室の使用料の額を次のとおり改定すること。

区 分	改正前	改正後
午前9時から正午まで	1,680円	1,920円
午後1時から午後5時まで	2,240円	2,560円
午前9時から午後5時まで	4,480円	5,120円

(2) 小会議室及び宿泊施設に係る使用料を廃止すること。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

第35号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

古物営業法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

第36号議案

島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 提案理由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

無料低額宿泊所の設備及び運営に関し、次に掲げる事項に係る基準を定めること。

(1) 配置する職員及びその員数

(2) 居室の床面積

(3) 利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連する事項

(4) 利用定員

(5) その他設備及び運営に関する事項

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。ただし、2の(1)、(2)、(4)及び(5)の一部については、令和4年4月1日から施行する。

第37号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

第38号議案

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の職員に関する基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の期間を5年間延長すること。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

第39号議案

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴い、公衆衛生上講ずべき措置の基準等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例

案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 公衆衛生上講ずべき措置の基準に係る規定を削除すること。
- (2) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の届出に係る規定を削除すること。
- (3) その他所要の経過措置を規定すること。

3 施行期日

令和2年6月1日から施行する。

第40号議案

島根県動物の愛護及び管理に関する条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正

ア 知事は、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置くこと。

イ 動物愛護管理員は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員のうちから知事が任命すること。

ウ 引用する条項の整理

エ その他規定の整備

(2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 動物の愛護及び管理に関する法律及び島根県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく事務のうち、次の事務を松江市に権限移譲すること。

ア 動物販売業者等の所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数等の届出の受理

イ 動物の管理方法等の改善の勧告又は必要な措置をとるべき旨の勧告に従わなかった旨の公表

ウ 第一種動物取扱業者であった者に対する勧告

- (エ) (ウ)の勧告に係る措置をとるべき旨の命令
- (オ) 第一種動物取扱業者であった者からの報告の徴収又は立入検査
- (カ) 周辺的生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対する指導又は助言
- (キ) 動物の飼養又は保管をしている者からの報告の徴収又は立入検査
- イ 引用する条項の整理
- ウ その他規定の整理

3 施行期日

令和2年6月1日から施行する。

第41号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,568人	1,578人	10人
	事務職員及び技術職員	186人	186人	-
特別支援学校	教育職員	996人	1,017人	21人
	事務職員及び技術職員	80人	80人	-
小学校、中学校及び義務教育学校	教育職員	5,016人	5,033人	17人
	事務職員及び技術職員	355人	354人	1人

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

第42号議案

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、教育職員の業務の量の管理等について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に規定する指針に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

(2) その他規定の整理

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

第43号議案

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

1 提案理由

家畜伝染病予防法の改正等に伴い、家畜の注射に係る手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

家畜の注射に係る手数料の新設

注射の種類	手数料の額
豚熱ワクチン	1頭につき 200円

3 施行期日

公布の日から施行する。

第44号議案

島根県卸売市場条例及び島根県卸売市場審議会条例を廃止する条例

1 提案理由

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、島根県卸売市場条例及び島根県卸売市場審議会条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

令和2年6月21日から施行する。

第45号議案

島根県漁港管理条例の一部を改正する条例

1 提案理由

漁港の有効活用を推進するため、漁港施設の占用許可の期間について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県の管理する漁港施設（水域施設を除く。）の占用許可の期間の上限の改正

改正前	改正後
1月（工作物の設置を目的とする 占用にあっては3年）	10年

3 施行期日

公布の日から施行する。

第46号議案

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

	<p>道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理</p> <p>3 施行期日</p> <p>道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p>
<p>第47号議案</p> <p>島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>1 提案理由</p> <p>浄化槽法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならないこと。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和2年4月1日から施行する。</p> </div>	
<p>第48号議案</p> <p>島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>1 提案理由</p> <p>道路構造令の改正を踏まえ、県道の構造の技術的基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>(1) 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯を新たに規定し、これを設置する道路の要件を定めること。</p> <p>(2) 自転車道を設置する道路の要件に、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものを追加すること。</p> <p>(3) その他規定の整備</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。</p> </div>	

第49号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

子育て世帯及び連帯保証人の確保が困難な世帯の居住の安定を確保するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 県営住宅に優先的に入居できる世帯に多子世帯を追加すること。
- (2) 県営住宅に入居する際に必要な連帯保証人に係る規定を削除すること。
- (3) その他規定の整備

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。